番号	分 野 別	資料の概要
30	スケジュール	横浜市の公共事業評価制度の概要

# ■目的

市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し公表することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とします。



	事前評価	再評価	事後評価
目的	事業着手の妥当性の評価	事業継続の是非の評価	事業効果の確認 同種事業へのフィードバック
根 拠 法	市要綱	市要綱、行政評価法及び各省庁の実施要領等	
対象事業	新たに着手する総事業費 20 億円以上の事業(維持修繕 (単純更新)、災害復旧事業等 を除く)	着手後5年経過して継続中の事業(ただし、補助事業の場合は、その要領等による)、事業採択後5年間未着工の事業等	事業完了後5年以内の事業等(事前評価を行った事業及び国から評価を求められる補助事業を対象)
外部委員会	上記の全て	上記の全て	上記の全て
評価の視点	・事業の必要性 ・事業の効果 ・環境への配慮等	・事業を巡る社会経済情勢 変化を踏まえた必要性、 投資効果の変化 ・進ちょく状況・進ちょく 見込み	<ul><li>・費用対効果分析の算定基</li><li>礎となった要因の変化</li><li>・事業効果の発現状況</li><li>・事業による環境の変化</li><li>・改善措置の必要性</li></ul>
評価方法	評価調書案	対応方針案 (継続 or 中止)	対応方針案
		業評価委員会(学識経験	者により構成)
	公表 ・市民意見に対 ・意見具申に対 する市の見解 する市の対応 ・評価調書	公表 ・対応方針(継続 or 中止) ・意見具申に対する市の対応	公表 ・対応方針 ・意見具申に対する市の対応

## 【横浜市公共事業評価実施要綱(抜粋)】

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各 段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公 共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 公共事業 市が実施する施設整備事業(以下「事業」という。)をいう。
  - (2) **事前評価** 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や 効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定 められたものをいう。
  - (3) **再評価** 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い定められたものをいう。
  - (4) **事後評価** 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第4章の規定に従い定められたものをいう。

## (公共事業評価委員会)

第3条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)に基づき設置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

### 第2章 事前評価

(事前評価を実施する事業)

- 第4条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、 単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業等を除いた事業とする。
- 2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から 除くことができる。
  - (1)計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業
  - (2) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業で、市の事業単位での評価が困難な事業
  - (3) その他、事前評価の実施が困難な事業

(事前評価を実施する時期)

第5条 事前評価を実施する時期は、原則として事業のおおむねの計画が定まった後で、かつ、事業実施に向けた予算を計上する前までとする。

(事前評価調書(案)の策定と市民意見の聴取)

- 第6条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の 視点から、事前評価調書(案)を策定するものとする。
- 2 市は、前項の事前評価調書(案)を市民に公表し、意見を求めるものとする。ただし、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果等及び事業計画(事業費、スケジュール等)について、市民に公表し、意見を聴いている場合は、この限りでない。

(市民意見に対する見解と確定した事前評価調書の公表)

第7条 市は、前条の規定に基づき求めた市民からの意見(以下「市民意見」という。) に対し、見解を策定するとともに、事前評価調書を確定する。

(委員会による審議と意見具申に対する対応)

- 第8条 市は、事前評価を実施する事業については、前条に基づく確定の前に、委員会に意見を求めるものとする。ただし、事業の必要性、効果等及び事業計画(事業費、スケジュール等)について、学識経験者など市以外の者で構成する委員会(以下「第三者委員会」という。)等に意見を聴いている場合は、この限りでない。
- 2 市は、委員会から意見の具申があったときは、「意見具申に対する対応」を策定する。

(事前評価の結果の公表)

第9条 市は、「事前評価の結果」を公表する。

(敬称略·50 音順)

委員名	現職名	専門分野
(かねこ ただかず) 金子 忠一	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授	公園·都市緑地
(ちゃん いんしん) 張 櫻馨	横浜市立大学 国際総合科学部 経営科学系 准教授	経営
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院長、 教授	道路・交通
(まつもと のぶこ) 松本 暢子	大妻女子大学 社会情報学部 教授	都市計画・住宅
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	まちづくり ・市街地再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授	財政・公共経済
(もりた まさる) 守田 <b>優</b>	芝浦工業大学 工学部 土木工学科 教授	土木工学・河川
(もりち しげる)	政策研究大学院大学 政策研究センター所長、特別教授	社会基盤工学 • 国土政策
(わしづ あゆ) 鷲津 明由	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授	産業連関 ・環境政策

(平成26年3月31日まで)

◎…平成25年度横浜市公共事業評価委員会 委員長